2006/7/28 合田 昌史

本報告は、初の世界周航をなしたマゼラン遠征に題材を求め、異文化間交渉の実態に接近しようという試みである。

大航海時代における西洋の内向きの言説としては「発見」と「占有」がよく知られている。P.Seed(1995)は、新大陸における占有は西欧の歴史的個性を反映した多様な儀礼であって、イギリスは「囲込」、フランスは「行進」、スペインは「宣言」、ポルトガルは「緯度」、オランダは「地図」を用いたとみている。なかでもスペインの宣言とは 1513 年ロペス・デ・パラシオス・ルビオスが定式化した「投降勧告状(requerimiento)」を読みあげることである、という。このほかに重要な言説として「分界」Demarcacion; Demarcacao があげられる。これはスペイン(カスティーリャ)とポルトガルが締結したトルデシリャス条約(1494.6)にあらわれた言葉で、非キリスト教世界における発見と征服の領域をあらかじめ 2 国間で分割するという、いわば地政学的な言説である。

スペイン国王の元で航海したポルトガル人マゼランは以上のような言説、とりわけ分界を軸として西回りアジア航海を企画したが、遠征の実態においては武威を背景に現地権力と修好をはかり通商関係を確立しようとした。マゼランらが交渉した東南アジア側の史料はきわめて乏しい。したがって、問題は、交渉の実態に接近する場合、内向きの閉じた言説を多く含んだ西洋の史料をどのように扱うか、という点にある。

近世のインド洋・東南アジア島嶼における西洋人の異文化間交流に関して、近年の研究動向は西洋の史料を広範な文脈の中に置き直す視点を示している。W.H.Scott(1992)は、イベリア半島のラテン化したムスリムが数世紀を経て地中海・中東から東南アジアまで流れ、前マゼラン期にすでに通訳などの役割によって「地中海コネクション」を形成していた、という。J.Aubin(1993)は西アジア・インド洋における交流の媒体として西洋の砲術に注目している。また、S.Subrahmanyam(1993)は、傭兵あるいは「変節者」arrenegados として現地権力に仕えていたインド領のポルトガル人の姿を描いている。

以上のような研究をふまえながら、報告者はふたつの局面におけるマゼラン隊の交渉を とりあげた。ひとつは太平洋横断後、初の本格交渉をしたフィリピン中部ビサヤ諸島、も うひとつはマゼラン死後のモルッカ諸島(現インドネシア・マルク)においてである。

ビサヤ諸島における交渉はマゼラン隊員ピガフェッタなどのスペイン側の史料を中心に 考古学的知見で補足するよりない。ここではマレー語を話すマゼラン所有の奴隷の存在が 重要であった。1521.4.9.~4.10.総司令マゼランはビサヤにおける交易センター・セブの領主ラジャ・フマボンと修好と交易の儀礼をかわし、4.14.フマボンとその妻女・廷臣以下、初日だけで500人、8日以内で全島民と一部の近隣住民が改宗した。スペイン側の史料は自発的改宗を強調するが、前後の文脈から判断すると、恫喝的な軍人・宣教師としてのマゼラン像が浮かび上がる。この間マゼランはキリスト教徒になるようにという「勧告(exortamento)」をフマボンに与え、フマボンから「完全に服従」するという回答を得た。この「勧告」はおそらく「投降勧告状(requerimiento)」の類であろう。

伝説の黄金島にゆきついたという達成感とセブ近隣諸島の総督となる夢、分界の子午線から東と西へ漸進するふたつの(つまりポルトガルとスペインの)フロンティアの邂逅が間近に迫ったとの認識、マゼラン隊殲滅をはかるポルトガル艦隊の接近や航海中に大物縁者・反乱者を処罰したことからの焦り、武力の落差と短期間で多数の改宗者をえたことからの傲り、友人セランからの情報で知るモルッカ諸島との差異の認識(モルッカはイスラム、ビサヤは非イスラム)などから、マゼランはさらに強圧的な第2段階の勧告に踏み出し、隣のマクタン島で戦死した。

マゼラン死後のモルッカ諸島における交渉は、先着したポルトガルの史料とわずかながらも現存するアラビア文字で表記されたマレー語史料とをつきあわせることで、より実態に近づくことが可能である。ポルトガルの史料で重要なのは『マルコ諸島誌(1544頃)』・『モルッカ問題供述調書(1523/8)』、スペインの史料で重要なのは『モルッカ修好録[マルコ諸島の諸国王と結ばれた和約と修好の記録](1521/9~12)』・『モルッカ占有調書(1524/5,1527/8)』)である。W.H.Scottのいう「地中海コネクション」の存在が確認された。なかでも『モルッカ修好録)』はモロ(イスラム)の権力者を「友」として遇するスペイン側の姿勢と外交的等価交換を強調している。つまり、残存スペイン隊はビサヤにおけるマゼランの強圧的な占有志向をあらため、修好と取引を優先させるべしと定めた国王訓令(1519.5.8)の精神に立ちもどっていた。ただし、訓令で禁じられた火器の供与が記述されていた。Aubinの指摘する西アジア・インド洋における西洋砲術の価値が交渉初期の東南アジアでも確認された。

報告後、「接続された歴史」観からの指摘や、訓令・分界の外交的・言説的含みについての質問などをいただき、有益な知見をうることができた。報告会に参加された皆さんに 感謝申し上げます。